

「広報いずみ」及び「ホームページ」 広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「広報いずみ」及び「ホームページ」を広告媒体として活用し民間企業等との協働又は連携により市の新たな財源を確保し、市民へのサービス向上と地域経済の活性化を図ることを目的に必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 「広報いずみ」及び「ホームページ」に掲載する広告は社会的信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載は、市の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告内容は、必ず履行できる内容であること。

3 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は掲載しない。

(1) 選挙、政党及び政治団体等政治活動に関連する広告

(2) 個人又は法人の名刺広告

(3) 社会問題や係争中の事案に係る声明広告

(4) 国内世論が大きく分かれている事項に関する広告

(5) 第三者を誹謗、中傷又は排斥する広告

(6) 宗教団体による布教推進を主目的とする広告

(7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある
広告

(8) 広告媒体の紙面、画面構成又は主要な使用目的等を著しく損なうおそれがあると認め
られる広告

(9) 市が推奨しているかのような誤解を与える広告

(10) 人材募集広告

(11) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のない広告

(12) 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現を用いた広告

(13) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現を用いた広告

(14) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させる広告

(15) ギャンブルを肯定する広告

- (16) 青少年の人体・精神・教育に有害と認められる広告
- (17) 消費者保護の観点から適切でない広告
- (18) 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示又は誤解を招くおそれのある表現を用いた
広告
- (19) 投機・射幸心を著しくあおる表現を用いた広告
- (20) マルチ商法、催眠商法等を悪質商法と認められる事業に関する広告
- (21) 法律の定めのない医療類似行為の広告
- (22) 法令で認められていない業種・商品の広告
- (23) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が
認めるもの
(規制業種又は事業者等)

第 4 条 次の各号に掲げる業種又は事業者等の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定
する風俗営業及びこれに類する業種
- (2) 大阪府青少年健全育成条例(昭和 59 年大阪府条例第 4 号)の規定により規制を受ける
業種その他これに類する業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業
- (4) 武器等の製造業又は武器等の販売業
- (5) たばこ製造業又はたばこ卸売業
- (6) ギャンブル性を有する業種(当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)に規定する宝
くじを除く。)
- (7) 投機の商品に関する業種
- (8) 債権の取立て又は示談の引受け等に関する業種
- (9) 占い・運勢判断に関する業種
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (12) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する
暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (15) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)によ
る再生・更生手続中の事業者

- (16) 広告の内容に関する法令に違反している事業者
 - (17) 公的機関又は行政機関から、悪質な行為等により指名停止又は許可の取消し等の処分又は改善命令、行政指導等を受け、その後当該処分又は命令、行政指導の内容について改善がなされていない事業者
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、この基準による規制の対象外の業種又は事業者であつて、市の広告媒体に掲載するのに相応しくないとされる業種や事業者等
- (広告掲載の優先順位)

第5条 広告の掲載は、まず公共性の高いもの、次に地域性の高いものを優先的に掲載するものとし、その優先順位は次の各号の順とする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 市が指定した指定管理者
- (3) 政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業
- (4) 私企業のうち電力、ガス供給、旅客運輸、通信、新聞、放送等公共性の高いもの及び各種銀行、信用金庫、信用組合又は農業協同組合
- (5) 市内の商店街、市場又は専門店の連合体又は個人事業者
- (6) 市内に本社、支店、営業所、店舗、資本関係のある系列企業等を有する企業、事業者等
- (7) 市内で活動する公益法人又は各種市民団体
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は月単位とし、複数月掲載することができる。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格は、下表のとおりとし、掲載位置は市長が決定するものとする。

名称	規格
広報いずみ①	幅180mm×高さ50mm、フルカラー(CMYK)
広報いずみ②	幅90mm×高さ50mm、フルカラー(CMYK)
ホームページバナー	幅180ピクセル×高さ60ピクセル、解像度96dpiのJPEG又はGIF画像

(広告料)

第8条 広告料は、前条に規定する1単位につき下表のとおりとする。

ただし、「広報いずみ」の各1単位で12か月連続して掲載する契約をした場合は、1か月分を免除する。

名称	広告料
広報いずみ①	84,000円(消費税及び地方消費税含む)
広報いずみ②	42,000円(消費税及び地方消費税含む)
ホームページバナー	10,000円(消費税及び地方消費税含む)

2 市長が国等の補助金等を活用して広報を行う必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金等の上限額を広告料として歳入することができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、掲載希望原稿に別紙様式1「広報いずみ・ホームページ広告掲載申込書」及び広報いずみについては別紙様式2「広報いずみ広告入稿データ確認書」を添え、原則掲載希望月の2か月前までに市長に提出しなければならない。ただし、過去に当該広告掲載の実績がある場合は別紙様式1の提出を省略し、また、概ね広告内容にも変更がない場合は掲載希望原稿及び別紙様式2の提出も省略し口頭等での申請とすることができる。

(広告掲載の審査)

第10条 市長は、前条による申込を受けた場合に第1条から第5条までの各号に照らし、広告掲載の可否を判断し結果を文書又は口頭等で広告掲載希望者へ伝えるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、原則掲載希望月の2か月前までに和泉市に提出しなければならない。

(広告料の支払い)

第12条 広告料の支払いは、市からの請求書を受け取った日から換算して60日以内、又は、広告掲載月を含む年度の出納閉鎖期限のいずれか早く到来する日までに市作成の納付書又は市が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。但し、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

2 市が指定する金融機関口座へ振り込む際の振り込み手数料については、広告主が負担するものとする。但し、経過措置として平成22年度以前から取り引きがある広告主に限り、市長が特に必要と認めた場合に従前の例によることができるものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、要綱第3条から第4条各号の規定に該当することが判明した場合、広告の掲載申し込み期間中であっても、広告主又は広告取扱業者に通知することなく広告掲載を取り消すことができる。

(協議事項)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により提出された書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 8 日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 2 4 日)

この訓令は、令達の日から施行する。

年 月 日

広報いずみ・ホームページ広告掲載申込書

和泉市長 あて

(申込者)

住 所.....

名 称.....

代表者名.....

広告掲載については、「広報いずみ」及び「ホームページ」広告掲載要綱及びその他関係法令等を遵守し下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

申し込み期間	広報紙： 年 月号から 年 月号まで		
	ホームページ： 年 月から 年 月まで		
連絡先	電話番号	() - () - ()	
	F A X	() - () - ()	
	メールアドレス		
担当者名 (部署、役職名)	(フリガナ)		
広報送付先①		送付部数	部
請求先②			
注意事項	①は広告掲載号を別途郵送する場合のみご記入ください。 ②は請求先の名称等が異なる場合のみご記入ください。		
(連絡先) 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当 電話 0725-99-8101 (直通) FAX0725-41-1553 いずみアピール担当メールアドレス appeal@city.osaka-izumi.lg.jp デザイン入稿 (校正) 専用メールアドレス izumi-appeal@diary.ocn.ne.jp			

広報いずみ広告入稿データ確認書

広告取扱業者様または広告主様で広告原稿（データ等）を作成される場合は、アプリケーションバージョンの違いによって印刷時のレイアウト崩れや文字化けなど不具合の原因となります。

現在和泉市ではアドビ CS4 を使用しており、このような不具合を減らすため大変ご面倒ですが下記の各項目に☑(チェック)のうえ事前に、広報・協働推進室いずみアピール担当までご相談ください。

なお、本項目にないもので印刷時に不具合の原因になると予想される重要事項がありましたら、別途お知らせください。

<基本項目のチェックです>

- 広告の入稿印面サイズ ☐ 幅 180mm×高さ 50mm を作成してください。
☐ 幅 90mm×高さ 50mm ☐ 了承しました
- 出力サンプルは付いている。
☐ はい ☐ いいえ
- ウィルスチェックは行っている。
☐ はい ☐ いいえ

<データ製作環境のチェックです>

- OS の環境（バージョン）を教えてください。
☐ Mac () ☐ Windows ()
☐ その他 ()
- 作成アプリケーションとそのバージョンを教えてください。
☐ Illustrator 10.0J 以下
☐ Illustrator CS ☐ Illustrator CS2 ☐ Illustrator CS3
☐ Illustrator CS4 ☐ Illustrator CS5 ☐ Illustrator CS6 以上
☐ Illustrator CC 以上 ☐ その他 () ※バージョンも記載

<使用フォントのチェックです>

- 基本的に全てのフォントはアウトライン処理をお願いします。
☐ 了承しました

<ファイルのチェックです>

● 画像はすべて埋め込んでください。

☐ 了承しました

● 実画像は全て CMYK 若しくはグレースケールとなっている。

☐ はい ☐ いいえ

● 実画像は全てファイル形式が PSD 又は TIFF となっている。

☐ はい ☐ いいえ

● 実画像については解像度（350dpi 以上）で使用している。

☐ はい ☐ いいえ

● 特色（スポットカラー）は使用されていない。

☐ はい ☐ いいえ

● 墨以外はオーバープリントがかかっている。

☐ はい ☐ いいえ

● 透明効果及びドロップアンドシャドウ（Illustrator 上）

☐ 使用 ☐ 未使用

<その他>

● 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利処理が完了していることを保証します。また、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決します。

☐ 了承しました

● その他連絡事項

[]

（注意事項）透明効果については再現性のこともあり、できる限り使用はさけてください。また、使用した場合は、使用箇所を広報・協働推進室いずみアピール担当までお知らせください。

上記のとおり報告します。

（申込者）

名 称

担 当 者

連絡先電話